

## 商 法 (50 点)

P株式会社は、監査役設置会社であり、その定款には、株主総会における議決権行使の代理人を株主に限る旨の定めがある。平成29年6月に開催されたP社株主総会（以下「本件株主総会」という）において、株主の代理人として、株主でない弁護士Aが委任状を持参して来場したところ、P社の受付担当者は、弁護士であれば株主総会が攪乱されるおそれはないと判断し、Aを入場させ、Aは議決権を行使した。本件株主総会においては、B・C・Dを取締役に選任する決議がなされ、同日開催されたP社取締役会において、Bは代表取締役を選定された。平成29年7月に、Bは、P社を代表してXから土地を買い入れた（以下「本件買入れ」という）。

本件買入れの効力に関して、会社法上の論点について検討しなさい。